

空き店舗等活用促進事業補助金交付要綱（改正案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市内の空き店舗等の活用促進及びまちの賑わい創出のため、空き店舗等に
出店する者に対し、予算の範囲内において交付する空き店舗等活用促進事業補助金（以下「補
助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「空き店舗等」とは、補助金交付申請時に空き状態のものであって、次のいずれかに該当す
るものをいう。
 - ア 店舗又は事務所に使用されていた建築物であって、1階に専用の出入口（屋内に設置さ
れているものを除く。）が設置されているもの。
 - イ 釧路市北大通に位置する新築から1年以上空き状態の建築物であって、1階に専用の出
入口（屋内に設置されているものを除く。）が設置されているもの。
 - ウ 別表1に定める商業施設等内の店舗
- (2)「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定め
るものをいう。
- (3)「協同組合等」とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条
第1項各号に定める中小企業団体をいう。
- (4)「商店街」とは、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に定める商店街振興組合を
いう。
- (5)「移転」とは、事業所の単なる市内での移動及び新たな事業所の出店後1年以内に市内他事
業所を閉鎖する場合をいう。
- (6)「店舗面積」とは建築物のうち、事業のために供する部分の面積をいう。

（補助申請区分）

第3条 補助の対象となる申請区分は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 改装出店型
- (2) お試し出店型

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 改装出店型の補助対象事業は、個人、法人等が自ら営業することを目的に、空き店舗等を
購入（購入後6か月以内に営業を開始するものに限る。）し、又は賃借して、店舗改装若し
くは広告宣伝を実施した後、営業を開始するものをいう。
- (2) お試し出店型の補助対象事業は、個人、法人等が自ら営業することを目的に、第6条に基
づき、あらかじめ市に登録した店舗を賃借して、14日以上5か月以下の期間で営業するも
のをいう。

(補助対象者等)

第5条 補助を受ける対象となる者は、中小企業者、協同組合等、商店街及びNPO法人とする。

- 2 前項に掲げる対象者が、釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団関係事業者」という。）として、別記1に掲げるもののいずれかである場合は、前項の規定にかかわらず補助金を交付しない。

(補助対象地域及び店舗)

第6条 補助の対象となる地域は、次のとおりとする。ただし、お試し出店型の対象地域は別表4で定める地域に限る。

- (1) 市内の商店街が定款に定める地区、釧路圏都市計画における商業地域及び近隣商業地域（いずれも市内に限る）
- (2) その他別表2で定める地域
- 2 店舗所有者がお試し出店型の対象店舗として所有する店舗を登録する場合、市長にお試し店舗登録申請書を提出しなければならない。なお、店舗所有者から委任を受けた者が申請することもできるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、お越し出店型の対象店舗として登録するとともに、店舗所有者に通知するものとする。

(補助対象要件)

第7条 補助の対象となる業種、営業形態及びその他の要件は、次のとおりとする。

- (1) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める業種のうち別表3に掲げる業種を営むものであり、且つ、不特定多数の者を対象とするものであること。
- (2) 改装出店型で申請する場合は、週5日以上且つ、午前9時から午後6時までの間に概ね6時間以上の営業を行うこと。なお、正午時点において営業を行うものについては、その後の準備時間を営業時間とみなすことができる。
- (3) お試し出店型で申請する場合は、14日以上5か月以下且つ、週3日以上及び午前9時から午後6時までの間に概ね3時間以上の営業を行うこと。
- (4) 短期間に終了するイベント会場としての利用ではないこと。
- (5) 改装出店型で申請する場合は、短期間に終了する実験店舗等としての利用ではないこと。
- (6) 店舗の移転によるものではないこと。ただし、店舗面積が2倍以上となる事業の拡大に伴う移転の場合、又は現に入居している店舗において移転を余儀なくされるなどのやむを得ない事由と認められる場合は、この限りではない。
- (7) 釧路商工会議所、阿寒町商工会又は音別町商工会へ事業計画の相談を行っていること（前号ただし書の規定による場合を除く。）。
- (8) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第8条 補助の対象となる経費は、次項及び第3項に規定するものとする。

- 2 改装出店型の補助対象経費は、次に掲げるものとする。
 - (1) 店舗の改装費（備品購入費は除く。）等のうち、市内に本店を有する業者へ支払う経費。
 - (2) 店舗の開店日までに実施する広告宣伝活動に要する経費（備品購入費は除く。）のうち、市内に本店、支店又は営業所を有する業者へ支払う経費。
- 3 お試し出店型の補助対象経費は、賃借する建物のうち店舗部分に係る経費（賃借料、共益費及び管理費に限る。）であって、補助開始月から最大5か月分までのものとする。
- 4 対象事業者が課税事業者のうち一般事業者である場合の補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額は除く。
- 5 対象経費に対し、他の補助を受ける場合は、対象経費から当該補助額を減じるものとする。

（補助金の額）

第9条 補助金は20万円（改装出店型として別表4に規定する地域において申請する場合については50万円）を限度とし、補助対象経費の2分の1以内とする。

- 2 お試し出店型の補助事業完了後、改装出店型で申請する場合は、50万円からお試し出店型で交付を受けた補助金の額を差し引いた額を限度とする。
- 3 補助金額については予算の範囲内で決定し、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（補助金交付申請の時期）

第10条 補助金交付申請の時期は、次のとおりとする。

- (1) 改装出店型の補助金の交付申請の時期は、原則、店舗の改装又は広告宣伝活動に係る契約締結日より前とする。
 - (2) お試し出店型の補助金の交付申請の時期は、原則、店舗の賃貸借契約の締結日より前とする。
- 2 補助金交付申請期間は、4月から12月まで（釧路市役所の閉庁日を除く。）とする。ただし、予算の執行状況等によっては、この期間を短縮し又は延長することがある。

（補助の交付の申請及び決定）

第11条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、空き店舗等活用促進事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長へ申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
 - (2) 事業予算書
 - (3) 補助金予定算定表
 - (4) 事業計画相談書（第6条第1項第4号ただし書の規定による場合を除く。）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 当該補助金を含む消費税及び地方消費税の確定申告において、補助事業者が免税事業者または簡易課税適用者から一般事業者となったときは、速やかに市長へ報告するとともに、補助対象経費に含む消費税及び地方消費税に補助率を乗じて得た額を返還しなければならない。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(申請内容の変更等)

第 12 条 申請者は、補助金交付決定を受けた後に申請内容に変更、中止及び取下げが生じたときは、直ちに市長へ報告するものとする。

2 申請者は、市長が特に必要と認めたときは、補助金交付（変更・中止・取下げ）承認申請書を市長へ提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による変更承認申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金交付（変更・中止・取下げ）承認書により申請者に通知するものとする。

(補助実績報告)

第 13 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次項又は第 3 項に規定する期日までに空き店舗等活用促進事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

(1) 事業決算書

(2) 領収書等支出したことを証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 改装出店型で申請した補助事業者は、開店後（業者への支払いが完了していない場合は支払完了後）1 か月以内又は当該年度の末日のいずれか早い日。

3 お試し出店型で申請した補助事業者は、補助対象事業完了後（店舗の賃借料支払完了後）1 か月以内又は当該年度の末日のいずれか早い日。

4 市長は、前項の実績報告を受けたときは、その内容を確認しなければならない。

(補助金の請求)

第 14 条 補助事業者は、前条第 4 項による確認を受けた後、市の指定する請求書様式により補助金を請求するものとする。ただし、お試し出店型で申請した補助事業者は、店舗の賃借料を支払ったことが証明できる場合に限り、毎月、補助金を請求できるものとする。

(補助の交付決定の取消し等)

第 15 条 市長は、補助事業者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 補助を受けることについて不正と認められる行為があったとき。

(2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者として別記 2 に掲げるもののいずれかであることが分かったとき。

(3) その他補助することが不適当と認められる事実があったとき。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(魅力ある個店づくり支援事業補助金交付要綱の廃止)

魅力ある個店づくり支援事業補助金交付要綱は、廃止する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、現に廃止前の魅力ある個店づくり支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月15日から施行する。

別記1（第5条関係）

- (1) 役員等（補助金の交付を受けようとする者が個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは補助事業に係る事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるもの
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるもの
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は関与していると認められるもの
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

別記2（第15条関係）

- (1) 別記1に掲げるもの
- (2) 役員等が、補助事業の実施における購入、賃貸借、雇用、請負、委任その他の契約に当たり、その相手方が別記1各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるもの
- (3) 役員等が、別記1各号のいずれかに該当するものと補助事業の実施において購入、賃貸借、雇用、請負、委任その他の契約を締結していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が役員等に対して当該契約の解除を求めたにも関わらずこれに従わないもの

別表 1（第 2 条第 1 号関係）

商業施設

1. 釧路川以北の市内商業地域に立地し、大規模小売店舗立地法または旧大規模小売店舗法に基づく届出がなされ、営業中または事業に係る計画が存在する店舗

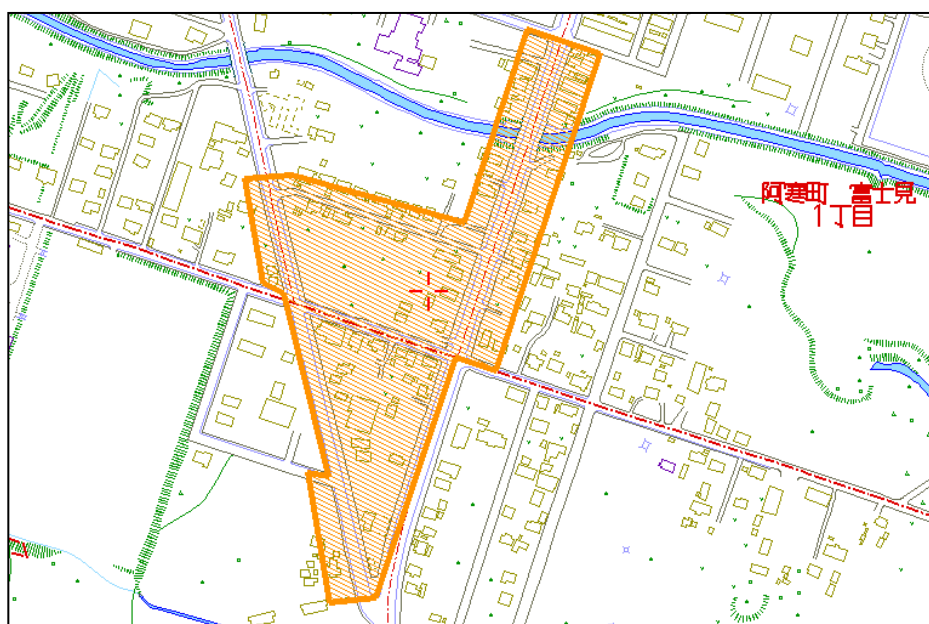
店 舗 名	住 所
釧路和商協同組合（釧路和商市場）	釧路市黒金町 1 3 丁目 2 5

2. 釧路フィッシャーマンズワーフ

3. JR 北海道釧路駅構内の店舗

4. その他、市長が特に認めた建物

別表 2（第 6 条関係）



別表 3（第 7 条第 1 号関係）

補助対象業種一覧

I 卸売業、 小売業	56 各種商品小売業 57 織物・衣類・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業
M 宿泊業、飲 食サービス 業	76 飲食店 （食事の提供を主目的としないスナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、 料亭、酒場、待合などを除く） 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 （配達飲食サービス業を除く）
N 生活関連 サービス業、 娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 （特殊浴場のうち風俗関連営業（ソープランドなど）を除く） 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業 （風俗関連営業、パチンコホール、ビンゴゲーム場・射的場・スロットマシ ン場（射幸心をそそるもの）、芸妓場、ストリップ劇場、のぞき部屋、個室マ ッサージ、置屋、競輪・競馬の競走場、競輪・競馬の競技団体、競輪・競馬等 の予想業、場外馬券売場、場外車券売場など、易断所、観相業、相場案内業 （けい線屋）を除く）

別表 4（第 9 条第 1 項関係）

